

# 国民年金保険料免除制度をご活用ください

【問合せ】

国保年金課 国保年金係（小城庁舎）

担当 嘉村・古川 ☎73—8802

平成23年度の保険料は、月額15,020円です。保険料を納めることが経済的に困難な場合には、申請によって保険料の納付を免除される制度があります。免除制度を利用すると、保険料を納めなくても、免除された期間は次のようになります。

- ・老齢基礎年金・老齢厚生年金の受給資格期間の25年に算入されます。
- ・老齢基礎年金の2分の1の年金額が保障されます。

・障害基礎年金・遺族年金の受給資格期間に算入されません。

保険料免除制度には次のようなものがあり、申請が必要です。

① 免除申請

保険料の納付が全額免除、又は半額免除などの一部免除（一部納付）となります。

◆対象者 本人、配偶者及び世帯主の前年度所得が一定額以下の方。

※一部免除された方が、一部納付額を未納されると、一部免除も無効になり、全額未納となります。

② 若年者納付猶予申請

保険料の納付期間が猶予されます。

◆対象者 30歳未満の方で、本人及び配偶者の前年度所得が一定額以下の方。

※平成23年度分（平成23年7月分～平成24年6月分）の①及び②の申請については7月1日以降受け付けを始めます。

③ 学生納付特例申請

保険料の納付期間が猶予されます。

◆対象者 学生の方で、本人の前年度所得が一定額以下の方。

◆手続きに必要なもの

- ・認め印
- ・学生証の写し又は在学証明書

④ 退職（失業）時の特例免除制度

免除申請する年度又はその前年度に退職（失業）した方は、特例免除制度を利用できます。この特例免除では、通常は審査の対象となるご本人の所得状況を除外して審査が行われます。ただし、配偶者及び世帯主に一定額以上の所得があるときは免除が認められないことがあります。

【免除申請の手続き場所】

- ・各庁舎総合窓口
- ・国保年金課（小城庁舎）

被扶養配偶者の方

厚生年金加入者の20歳以上60歳未満の被扶養配偶者の方は、配偶者の退職（失業）によって、国民年金の種別が第3号被保険者から第1号被保険者になり、保険料の納付義務が生じます。

この被扶養配偶者だった方も、配偶者の方が退職（失業）時の特例免除に該当すれば、免除申請をすることによって免除が認められることになっています。



◆手続きに必要なもの

- ・認め印
- ・離職票又は雇用保険受給資格者証など、失業していることを確認できる公的機関の証明書



ホテルニューオータニ佐賀  
**グランド・ブライダルフェア**  
 7月10日(日)開催 10:30~18:00

入場無料

すべては大切な日のために。

「この広告を見た」で来館のご予約を頂く、  
 賞味会に2名様無料ご招待いたします。  
 ホテルウェディングの全てをご覧頂けます。

The New Otani

ホテルニューオータニ佐賀 www.newotani-saga.com

ブライダルサロン

TEL:0952-25-9001

有料広告

## 東日本大震災により被害を受けられた方へ

〈税金関係のお知らせ〉

大震災により被害を受けた方は、所得税の軽減・免除が受けられ、税務署で手続を行うことで、所得税が還付になる場合があります。

その他、源泉所得税の徴収猶予や還付、廃車となった自動車の自動車重量税の還付などの特例があります。

詳しくは、佐賀税務署にお問合せいただくか、国税庁ホームページをご覧ください。  
(HP <http://www.nta.go.jp/>)  
また、地方税についても、住民税、固定資産税、自動車税等の特例がありますので、詳しくはお問合せください。

### 【問合せ】

・佐賀税務署

☎32-7511

・佐賀県税事務所

☎30-3161

・小城市役所 税務課

(小城庁舎)

担当 副島・遠江

☎73-8801

## 無料歯周疾患検診のお知らせ

保健福祉センターでの日曜

日の総合健診にあわせ、歯周疾患検診を実施しています。

普段、お仕事で歯の検診を受けてみませんか？

入れ歯でなく、できるだけ自分の歯でおいしく食べられるように、早めの歯周病予防が大切です。



◆対象 40歳以上の方

(平成24年3月31日時点)

※治療中の方は除きます。

◆内容 歯科医師による歯科検診と、歯科衛生士による歯磨き指導

磨き指導

◆日時・場所

7月10日(日)「ひまわり」

7月31日(日)「ゆめりあ」

◆受付 8時30分～10時30分

◆定員 1日30人

◆料金 無料

◆申込方法 電話予約

【問合せ】健康増進課

保健予防係(三日月庁舎)

担当 松尾・吉次

☎73-8822

## 7月は「社会を明るくする運動」の強化月間です

犯罪や非行のない安全で安心な地域社会の実現は、全ての国民の願いです。

そのためには、成長過程でつまづいてしまった青少年を地域が温かく見守り、成長していくとともに、社会復帰に様々な困難を抱える者の生活

基盤を地域の中に確保することが重要となってきます。

社会を明るくする運動は、犯罪や非行を抑止する地域の力を育て、安全で安心して暮

らせる地域社会づくりを進める活動です。期間中には、作文コンクールやサガン鳥栖の協力によるサッカー教室など

関係機関・団体と連携した運動が展開されます。

市内でも、保護司会をはじめとした推進委員会によるPR活動が予定されています。

【問合せ】

佐賀保護観察所

☎24-4291

・小城・多久地区更生保護

サポートセンター

(三日月庁舎3階)

☎72-7915

## 春の一斉清掃

### お疲れ様でした

県下一斉美化活動の一環として実施している、春の一斉清掃は皆様のご協力により無事終了しました。

4月17日(日)を基準とし、実施された今年の春の一斉清掃は、市内全域で約9,000

人の方が清掃活動に参加され、地区内の環境保全にご協

力いただきました。今後とも「自分たちのまちは自分たちできれいにしましょう」を合言葉に、積極的な環境保全活動をよろしく願います。

【問合せ】環境課 環境係

(小城庁舎)

担当 山口・福元

☎73-8803

有料広告

## JTA日本テコンドー協会

### 佐賀小城クラブ

無料体験実施中!!

土曜日の「ゆめりあ」

午後6時～



☎090-4355-9176 : 北川

ホームページあります!!

JTA テコンドー 佐賀 検索  
クリック